



国民年金 こんなときは、こんな届出を

☎ 熊本西年金事務所 ☎ (353) 0142
☎ 町民課 年金係 ☎ (232) 4914



必要な書類など詳しくは、届出先にお問い合わせください。

こんなとき	どうする	届出先
厚生年金・共済組合加入の勤務先に就職した	厚生年金・共済組合加入手続き (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	勤務先
厚生年金・共済組合加入の勤務先を退職した	国民年金加入手続き (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者も手続きが必要)	年金事務所または町民課
配偶者(第2号被保険者)の扶養になった	種別変更手続き	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれた	種別変更手続き	年金事務所または町民課
年金手帳を紛失した	再交付手続き	第1号被保険者→年金事務所または町民課 第2号被保険者→勤務先または年金事務所 第3号被保険者→年金事務所
納付書を紛失した	納付書の再発行を依頼する	年金事務所
経済的に保険料を納めることが困難	保険料・納付猶予申請または学生納付特例申請手続き	年金事務所または町民課
老齢基礎年金額を増やしたい (第1号被保険者、任意加入中の人)	付加保険料納付申出手続き 国民年金基金加入手続き	年金事務所または町民課 熊本県国民年金基金 ☎0120-65-4192
老齢基礎年金受給資格期間を満たしたい、老齢基礎年金額を満額に近づけたい	任意加入手続き	年金事務所または町民課
海外に転出するが国民年金に加入したい(日本国籍の人)	任意加入手続き	町民課
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)に第1号被保険者の期間がある	産前産後期間免除申請手続き (平成31年2月1日以降出産に限る) 出産予定日の6カ月前から申請可	町民課
20歳になった	第2号被保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者の手続き ※第1号第2号被保険者は手続き不要です。	配偶者の勤務先

- *第1号被保険者 自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生などで20歳以上60歳未満の人
- *第2号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人
- *第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

令和3年度国民年金保険料月額、16,610円です

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。

納め忘れがない口座振替やクレジットカード払いがおすすめです。ご希望の人は年金事務所または町民課で手続きが必要です。



本町にもAI(人工知能)「つぎおとうふくん」がやってきた 「住民問い合わせ対応サービス」の実証実験中

☎ 総合政策課 情報管理係 ☎ (232) 4925

本町では、AI(人工知能)を用いた「AI総合案内サービス」の実証実験を行っています。

このサービスは、パソコンやスマートフォンなどからの質問などに、AIが会話形式で応答し、必要な情報がまとめてあるページ(町ホームページなど)に誘導することで、24時間必要な行政サービスの内容や手続きなどを案内するものです。

対象分野

子育て、住まい、ゴミ、健康・医療、戸籍、住民票、マイナンバー、国民年金、税、福祉支援、学校・教育、高齢者・介護、防災、公共施設、交通、防犯、人権、議会など

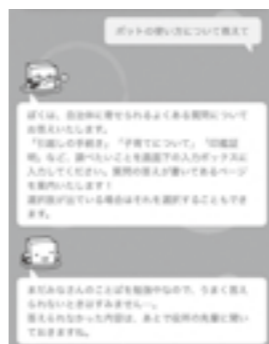
つぎおとうふくんへの質問は「こちらから」

下記URLまたは2次元バーコードからアクセスしてください。町ホームページからも利用できます。



URL <https://ai-staff.net/kikuyo/chat>

実証実験期間 5月31日(月)
利用方法



質問内容への回答や町ホームページを案内します。



出典：三菱総合研究所および日本ビジネスシステム

万が一の火災に備えて 住宅用火災警報器の設置はお済ですか

火災の発生を音や音声で知らせる住宅用火災警報器は、全ての一般住宅で設置が義務化されており、交換の目安は設置後10年です。



火災報知器の設置は義務化されています

建物火災に占める住宅火災による死者は約9割と非常に高く、逃げ遅れが死亡原因の約5割となっており、逃げ遅れによる死者が非常に多い状況です。

昼間と比べて就寝時間帯の死者数が多く、火災があった場合、いち早く火災に気づき行動できるために住宅用火災報知器の設置が必要です。

住宅用火災報知器の設置は、平成23年6月から全ての一般住宅で設置が義務化されていますので、設置が済んでない人は、速やかに設置しましょう。

火災警報器の交換目安は10年です

警報器は古くなると、電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあり、大変危険です。

火災を感知できなくなる前に、10年を目安に交換しましょう。

定期的に点検とお手入れをしましょう

本体についているひもをひいたり、ボタンを押したりして、動作確認をしましょう。

ホコリがつくと火災を感知しにくくなりますので、乾いた布で拭きましょう。

■問い合わせ

危機管理防災課 消防交通係 ☎ (232) 2110